

## 新型コロナウイルス対策本部会議（第7回）

### 決定事項

前回（第6回）からの変更部分をアンダーラインで明示

#### 1. イベントや会議について

人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動については、5月7日より実施していくものとします。ただし、屋内で多数の人（50名以上）が集まるイベントや会議については原則中止または延期することとします。（集まる人数にかかわらず、行政が主催する会議等については、書面での回覧や決議など代替え措置等を検討すること。）

#### 2. 公共施設等の利用について

公共施設（建物）については、一部を除き 5月7日より開館するものとします。その際は、クラスター感染の対応策として、施設の利用者に対し、事前の検温を徹底するとともに、利用者名簿等（連絡先含む。）への記入を求めることとします。

なお、「3つの密」を回避することができない利用形態となる場合

については、当分の間、開館（開放）を一部又は全部について見合わせることにします。

また、屋内外を問わず、原則、5月6日までの夜間（18時以降）の利用はできないことにします。

### 3. 市立小中学校の運営について

和歌山県教育委員会教育長からの通知に基づき、市立小中学校については、4月13日から4月19日までの間を臨時休校とします。

なお、再開の時期は現時点で4月20日としますが、今後の状況を踏まえたうえで最終的に決定していきます。文部科学省より新学期からの学校再開について新たなガイドラインが報告されたことから、地域や学校現場で円滑な対応が行われるよう、周知徹底を図るとともに、必要な支援を行うことにします。

### 4. 予防啓発について

引き続き、感染の防止に向けた予防啓発を積極的に行うものとします。また、「3つの密」を厳守するため、イベント等の内容によっては、職員が現地へ赴き活動状況を確認することや指導することが

あります。

なお、緊急事態宣言された区域として公示された 7 都府県にお住まいで帰省された方には、健康管理のため毎日の検温などをお願いする。一方、クラスター感染拡大を防止するため、集団での会食やカラオケ、ジムや娯楽施設など室内での活動及び、緊急事態宣言が発令された大阪府や兵庫県などへの不要不急の外出は控えるように啓発を行うこととします。